

石巻市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき堀内賢市監査委員は除斥しました。

令和5年3月29日

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象団体 公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
- 2 監査対象施設 多目的ふれあい交流施設遊楽館、河北総合センター、  
芸術文化センター（所管課：教育委員会生涯学習課）
- 3 監査期間 令和5年1月13日から同年3月29日まで
- 4 監査対象範囲 令和3年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 5 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監査結果 令和3年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、勧告及び指摘すべき事項は認められませんでした。

石巻市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年3月29日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象団体 一般社団法人ISHINOMAKI2.0
- 2 監査対象施設 指定文化財旧観慶丸商店（所管課：教育委員会生涯学習課）
- 3 監査期間 令和5年1月13日から同年3月29日まで
- 4 監査対象範囲 令和3年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 5 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監査結果 令和3年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、勧告及び指摘すべき事項は認められませんでした。  
なお、不適正な事務処理については、別途指導しました。